

第一回 参議院内閣委員会会議録 第十九号

(四一六)

昭和二十六年三月二十九日(木曜日)午後一時四十七分開会

本日の会議に付した事件

○国家行政組織法の一部を改正する法律案に関する件

○行政機関職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○運輸省設置法等の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○恩給法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○委員長(河井彌八君) これより内閣委員会を開会いたします。この際時に行政管理庁長官の御出席を願いまして、国家行政組織法の改正に対する本院の修正案が衆議院において三分の二以上の多数で以て否決せられましたのであります。かようになりました事情について政府にお尋ねすることは、あるいは見当違いかも知れませんけれども、政府はあるの修正案の発議に対しまして、これは政府においてもかねてから考えておる通りのことでもありますからこれを賛成するということを、城政府委員からはつきり言われたのであります。然るにあのような結果になつたのであります。行きがかり上甚だ不思議に考えるのであります。のみならずあの否決になつた結果ですね、法律によらざるところの即ち閣議決定乃至は省議決定等によつてできたところの審議会の性格はどうなるか。内閣委員

会においては決議をしたわけではありませんけれども、あれは法律的にいえば、国家行政組織法に違反しておるものだということになるのではないかと考えております。そうするとあいつのをどういうふうに措置するか、それから又これまであいつものが活動したその活動というものは法律的に見て有効なものであるかどうかという

ような点など若干の疑義が生ずるのであります。が、特に長官の御出席を求めて、それらの点について当局の、或いは政府の御所見を伺いたいと思うのであります。

○国務大臣(廣川弘禪君) この間の参議院回付案が衆議院において否決されたことは御承知の通りであります。我々といたしましては、何ら国会に働きかけたこともございませんし、又あ

ることは、少くも政府がこれに対する政治的な斡旋なり、或いは措置なりがとられるものと心得えていたからこそ、現在までこういうような形をとつて来

たと思うのです。今度の修正案可決も、この委員会においては全会一致の運営委員会であそこまで行くことを承知していなかつたのであります。それに関係いたしまして、今政府で持つておる審議会のことございますが、

これはこの前も閣議決定をいたしましたて、大約七十ほどのものを整理する方針にいたしましたのです。それから又なお残つておるものにつきましては、これを廃止するなり、立法化するなりする

ことはやつた修正可決の法律案だと思

う結論に到達して、本当に全会一致でこれはやつた修正可決の法律案だと思

うのです。なお現在問題になつておる

この際、長官もおられることだから、議員立法で出そうとしている水産省設

置の法案も、これは今国会に間に合わ

ないも、五月には間に合せたいという

ようなことはしなかつた、或いは運営

委員会でもこの問題がどうなつたか、

おるのであります。これも政府の所見も聞いておるわけです。併しながらこうした

話でございますが、すべてこういうよ

うな形の上において、政党政治がやれるとすれば、恐らく我々は事前に

て何ら政府の意見を聞く必要もない

と、こういう結果になろうと思うので

す。内閣委員会はすでにもう何回に及

ばず政府の所見をお聞きして、その意

あるところを了解の上に立法的措置

をとつて来たのが、他の委員会はどう

か知らないけれども、慎重審議という

言葉があるならば、そうした形の上に

おいて今までやつて来た。こういう

ことは、少くも政府がこれに対する政

治的な斡旋なり、或いは措置なりがと

られるものと心得えていたからこそ、

これまでこういうような形をとつて来

たと思うのです。今度の修正案可決も、この委員会においては全会一致

の運営委員会であそこまで行くことを承知していなかつたのであります。そ

れに關係いたしまして、今政府で持つておる審議会のことございますが、

これはこの前も閣議決定をいたしましたて、大約七十ほどのものを整理する方針にいたしましたのです。それから又なお

残つておるものにつきましては、これを廃止するなり、立法化するなりする

ことはやつた修正可決の法律案だと思

う結論に到達して、本当に全会一致で

これはやつた修正可決の法律案だと思

うのです。なお現在問題になつておる

この際、長官もおられることだから、議員立法で出そうとしている水産省設

置の法案も、これは今国会に間に合わ

ないも、五月には間に合せたいとい

うのです。これも政府の所見も聞いておるわけです。併しながらこうした

ことが一つの政治的かけ引の、まあ

道具に使われるとするならば、恐らく

この審議権、立法権の私は大きな支

障だと思うのです。将来こうした支障

が派生することを慮れて、委員長もこ

の問題についてはまあ深く遺憾の意を

表しておるわけです。私は水産省の問

題は議員立法である以上、当然この問

題が又こういうような形に来るのでは

ないかという懸念をするわけです。苦

しそうだとすれば、恐らく議員立法が

お互いの了解の上になるものが、了解

を得られずして、而も法律案として作

成されたものを躊躇わると、いうこ

とを我々は考えなければならぬ。議

らば、この轍を再び履まないといふこ

とを我々は考えなければならぬ。議

員お互いの問題として考えなければ

ならない。こういうようなことか

ら、私はこの際長官が、而も水産省設

置の問題に対して、私はもう以前から

の措置とすれば、行政組織法上の建前

問題は本委員会の課題として残されて

いるのであります。然るにあの上八十四名

の署名を取つて、すでに三分の一以上

の態度をはつきりさせるべきであった

ので、これは私の手落ちであり、国会

対策としても、或いはうかつであつた

ので、これは私の手落ちであり、国会

議りは免れないと思うのですけれども、併しながらこういふものは、参議院における全会一致のものが衆議院に

おいて全会一致で否決されるというふ

うな形は将来にも残りまして、如何に

二院制度であつても、如何にもこれは

余りに南極と北極とのような形になる

と思う。こういう点から私は長官が而

も行政管理庁としての長官が、これに

単純なもの考え方からの今の御答

弁、単純な考え方からこれを処理して

もらうことになれば、内閣委員会に対

して管理庁の長官として恐らく大きな

禍根が残るのじやないかと私はそれを

憂えるのです。長官のこれに対する御

所見なり、将来に対するこうしたこ

とに対する、どう処置をとられるか、

とを控えておつて、今回とられたよう

な修正可決の全会一致を、衆議院にお

いて全会派の、私は社会党だから社会

の責任を私は追求するつもりでおり

ますけれども、すでに昨日まで了解事項はすでに四派が話合がすんだという

あとであつたので、如何とも私はでき

前であつたら、私は社会党としてはそ

の他のことについてもあ

あいつたようなことのないよう、我党の出身者としては考えたいところを考えております。

○竹下豊次君 先ほど委員長からもお述べになりましたし、又梅津委員からもお述べになりましたが、我々といふことは、非常な慎重な態度をとりまして今日まで進んでおつたのであります。あの修正案を出しましたということは、この後政府のほうの働きもしやすいうにしなければいけないといふことは、我々の意見と全く同じ意見を持つておられました城政府委員が全く同感であるからといふことも、いろいろの言葉もありますけれども、そういう意味の言葉をつきり申されたのであります。そこでの修正案を全会一致で、これは参議院の自由党の諸君も皆んな捕つての一一致で通過さしたのであります。先ほど長官のお話によりますと、運営委員会におけるいきさつは余り御存じなかつたというようなお話をございましたが、それが私はおかしいと思うのであります。私などはもう政府委員どなたの御答弁を承わりましても、これは政府を代表してお答えだというふうに素直にとつておりますので、その人の顔を見たりして、いろいろ軽重の差別はつけませんで、絶対に信頼して議事を審議しておるのを立入つたことを言つておるかも知れませんけれども、若し私はあの答弁を廣川長官がここでなされたとすれば、運営委員会の今度のような結果をみるようなことは必ずしも、私の勘違いでないと私は確信します。じつとしておられないは

ずであります。たまくここでお答えになつた人が城さんであつた、それで任を痛感されないのか、どうも自分で責められつかりしておられすぎるのじやないか、うつかりしておられるということは、この問題を強く重大に見ていらしゃない、軽く見ておる。こういうふうに私は非常に見方失礼かも知れませんけれども、私は正直に申しますといふけれども、私は正直に申しますといふと、そういう感じがしてならないのであります。それから実は政府のほうの関係でありますから議会で以て、衆議院のほうでどうおきめにならうと、それは法律上の解説問題としては、これは政府としても如何ともすることができないだらう。併し今の絶対多数を持つておられた場合には、そういうのだから理窟はちゃんと合つて、用意周到な文句で私はこういうことを言つたのです。それは例え建築する場合に設計案ができる、この設計案による建築ができるなかつた場合には、と言うのと同じことですから議会で以て、衆議院のほうでどうおきめにならうと、それは法律上の解説問題としては、これは政府としても如何ともすることができないだらう。併し今の絶対多数を持つておられた場合には、そういうのだから理窟はちゃんと合つて、用意周到な文句で私はこういうことを言つたのです。それは例え建築する場合に設計案ができる、この設計案による建築ができるなかつた場合には、と言うのと同じこと

でありますから議会で以て、衆議院のほうでどうおきめにならうと、それは法律上の解説問題としては、これは政府としても如何ともすることができないだらう。併し今の絶対多数を持つておられた場合には、そういうのだから理窟はちゃんと合つて、用意周到な文句で私はこういうことを言つたのです。それは例え建築する場合に設計案ができる、この設計案による建築ができるなかつた場合には、と言うのと同じこと

でありますから議会で以て、衆議院のほうでどうおきめにならうと、それは法律上の解説問題としては、これは政府としても如何ともすることができないだらう。併し今の絶対多数を持つておられた場合には、そういうのだから理窟はちゃんと合つて、用意周到な文句で私はこういうことを言つたのです。それは例え建築する場合に設計案ができる、この設計案による建築ができるなかつた場合には、と言うのと同じこと

でありますから議会で以て、衆議院のほうでどうおきめにならうと、それは法律上の解説問題としては、これは政府としても如何ともすることができないだらう。併し今の絶対多数を持つておられた場合には、そういうのだから理窟はちゃんと合つて、用意周到な文句で私はこういうことを言つたのです。それは例え建築する場合に設計案ができる、この設計案による建築ができるなかつた場合には、と言うのと同じこと

でありますから議会で以て、衆議院のほうでどうおきめにならうと、それは法律上の解説問題としては、これは政府としても如何ともすることができないだらう。併し今の絶対多数を持つておられた場合には、そういうのだから理窟はちゃんと合つて、用意周到な文句で私はこういうことを言つたのです。それは例え建築する場合に設計案ができる、この設計案による建築ができるなかつた場合には、と言うのと同じこと

でありますから議会で以て、衆議院のほうでどうおきめにならうと、それは法律上の解説問題としては、これは政府としても如何ともすることができないだらう。併し今の絶対多数を持つておられた場合には、そういうのだから理窟はちゃんと合つて、用意周到な文句で私はこういうことを言つたのです。それは例え建築する場合に設計案ができる、この設計案による建築ができるなかつた場合には、と言うのと同じこと

る大臣として反省を促すというばかりでなくして、将来議員立法のこともお互いの了解で参議院は作ると思う。こういうことに対する政府は何にも知らないといふことは政治の責任がないといふことになると思うのです。私はそういう点から責任を追求するばかりでなくして、大臣の将来に対する覚悟のほどを一つこの際披瀝してもらいたい、こう思うわけです。

○國務大臣(廣川弘禪君) 先ほどお申上げたように、実はそれについていろいろ問題がありまするので、これを廃止するなり或いは立法化するなりと在進めておるようなわけであります。

○委員長(河井彌八君) それを伺つたのではない。現在あるものの性格は、行政組織法の觀点からこれをどう見るか、正当な合法的な存在なりや否やという問題、それを伺つたのです。

○委員長(河井彌八君) 只今の御説明は私にはちつともわからない。それならば誰でも言うことであります。例えば文教審議会はどうですか。

○國務大臣(廣川弘禪君) 実はよくかりません。

○委員長(河井彌八君) それからもう一度局は正しくないだらうというように私は釈されるだらうと思います。併しこ

○委員長(河井彌八君) もう一つ、乍
られないで済むでしょうか。私は作
なきやならん場合が相当できると用
う。作らないでおつぱらかして置くと
いうことは國務大臣として言われるこ
とができるましょか。

○國務大臣(廣川弘禪君) そういう場
合はやはり国会の開会を待つて作るこ
りはかないそうです。

からいえば、そういう場合が起きて、若し政府が政府の閣僚会議なりで決めて、そのことが国民の希望に反して、国民の反撃を買つた場合、政府は潔く総辞職するだけの用意があるからどうかという問題になりますが、そういう場合にはどうするか、ここまで問題が派生して来ると考えます。これにする長官の答弁を聞きたい。

○梅津録一君 されどはよく覚悟のほ
どはわかりましたが、覚悟するなら
ば、もう万遺漏のないように万全の處
置をとつてもらいたい。長官は非常に
おまめでいらっしゃいますから、こま
風のように両院の間を駆けめぐつてそ
の間に、言い換えれば斡旋の労をとつ
てもらいたいということを希望として
私は申上げておきます。

○委員長(河井彌八君) それについて
一つお伺いいたしますが、どういう処
置をとつたかということを今度は速かに
に報告して頂きたい、これを要求いた
します。

それからもう一つ続いて伺います
が、一体閣議決定とか、省議決定とか
いうことで濫設した審議会なるもののが
行政組織法の第八條には合わない。行
政組織法の見地から見れば、これは違
法は存在だ、こう解するのであります
す。そういう議論が国会において出たた
のであります。これは政府はどうお考
えになりますか。

ります。 ような方針で進みたい、こう思つておられます。
○委員長(河井彌八君) もう一つ伺いますが、慣例では申上げるか。
○國務大臣(廣川弘禪君) 法的基礎に立つてこれを見る場合は、私は慣例では、あつても正しいものは正しい、正しくないものは正しくない。 そう見るのが、適當である。
○委員長(河井彌八君) どれが正しいのか。
○國務大臣(廣川弘禪君) 一々の審議会或いはそういつた性格のものについて、どれが正しい、どれが正しくない、ということは私は明確に知りませんが、ただ概念的に言つて法に照らしてそれが正しくない、いわゆる慣例でもつても正しくないものは正しくない、正しいものは正しい、こう私は考へ

そういうときに如何なる方法によつてこれを作るか。あれが否決された以上はそんなときの、つまり審議会なるものが、そうして作つた審議会なるもののが存在はできなくなるのだ。法的解釈ではそななるのじやないかと考えるのです。然らば政府はそういう場合にどうするか。今お話になつたのは、三月これまでできた闇取引のような議会を始末するのだ。始末する方法はこれをやめてしまつたり、或いは法律に照らしてどうしても必要であるならば、これを法律案として生かしていくんだ、こういうお話を。そのことはそれでよろしいが、併し今後修正が否決された以上は、そういう必要な場合にどういうふうな措置がとられるか、それを伺つて置きたい。**○國務大臣(廣川弘禪君)** そういうふうしても作らなくちやならんといふ場合にどうするかということですが、これは冷たく言えど、そういつたようなものは作られないということになる

なんかの答申があり、或いは協議会がそれに応すれば、これは問題の処理はよく解決できると思います。併しながら、そういう場合には、それはどんな立派な大臣がおいででも、こういうような国際関係が複雑になり、而も説明会議を前にして、こういつた外交上の問題から審議会、協議会を作らなければならんのを作らずに置いて、それで政府がその責任を負うて、如何なることにおいても総辞職をしなければならないということになる。併しながら大臣数を頼んでおかふせをして行けば、辭職をしないでも行けると思いまナガルが、併しながら国際上の問題とか、講和会議を控えての問題に直面して、枚議会、審議会といふものは当然生れることは仮定されるわけです。こゝでいう仮定の上に立つてものを考えておけば、結局あの法案を通さなかつたことは、政府の大きな失敗であり、而も與党的又失敗であると私は考える。これは與党的の問題ではなく、政府の問題

るという態勢でありましたために、非常に早い期間に、私どもの與党としても責任を感じますのであります。非常に早い期間にあいつ工合に衆議院が三分の二以上の多数を以て否決いたしました。これで残念に思ひます。それで政府もあるの修正は適当な修正という工合にお考えでありますから、それから委員長のお話がありました。私は開会中も近頃のように頻々と国会が開かれております際には、事実上懇談会を催す程度のことは必要であつても、審議会を作らなければ行政上、動きがつかんというような例は、幾つぐらいありますと考えますと、実は比較的少いじやないだろうか。ただ今のところは、御智慧拜借といふような人が集まつて、会合なんか便宜上審議会といふ名前をつけますが、そうしたものは必ずしもそれがなければ、非常に行政の運営にも支障を來すものとは考えられないように思います。従つて開き直つて非常に

る大臣として、又省を隸す上、いづれかの國務大臣に屬する。詔は、二月廿

一
の歌麗妻(古井源人著)　只今の歌麗妻

思、三、8

תְּהִלָּה וְעַמְּדָה

に違法の状態が起るかということは、政府がそのつもりで気を付けてやれば、余り起らずに済むのではないかと思ひますけれども、次に又政府が国家行政組織法の必要な措置をとられますので、又審議会をどう扱われるかということは、実はこの国会においても審議会の整理等については何らかの措置をなさるのじやないかと思ひますから、そのときに一つ論じて見たいと思ひますが、あの修正になりましたような考え方、それが可能になりますような方法を適当な機会に政府自身お考え頂きたいと思ひます。それでこの問題はやや過ぎた問題になりますから、この程度にして如何でございましょうか。

長が言われるよう、闇取引で作られた三十三の審議会、協議会だと思う。これを信じやなくてガラス張りの中に入れるために、政令によつてこれを出し得るという途を開いた。それを否決しておいて、整理できないとすれば又闇から闇の取引がなされることになる。こういうことに対してこの内閣委員会に対して如何なる責任をとられるか。その責任の点を明らかにして頂きたい。

に救いの手を伸ばした。それを不用心に知らずにおつたということは、少くも多数を頼んだ一つの怠慢だと思います。それに対する長官の心がまえですか、それを一つお聞きしたいと思います。
○國務大臣(廣川弘禪君) それは先ほどから私お話を申上げておる通り、あの親切な修正をそのままにして、衆議院の出方に対し注意を怠つたところは事実の通りであります。甚だ遺憾でありましたが、今後どうしてもあるかいつたような精神を生すように我々は努力したい、こう考えておる次第であります。

○委員長(河井彌八君) この問題につきましては、御異議がなければ、この程度にとどめたいと思います。

立法化するというところまではつきりおつしやつて頂くわけには行きませか。(笑聲)
○國務大臣(廣川弘輝君) そのようを気持ちで私は言つておるのであります。て努力いたします。
○委員長(河井彌八君) 大体御質疑盡きたと思いますからこの程度にとどめます。長官には委員会の全員の意見がどこにあるかということをよんと考へ下さいまして、殊に自由党を率ていられる有力な大臣として、やは参議院の議決を尊重するという意味において、本当に十分の努力を盡くして頂きたいと思います。只今質疑応答の間ににおいてはつきりしたことは、そぞろは郡君の助け船もありましたけれども

りん
な
し
し
も
と
お
い
に
て
り
の
と
大
上
實質
も
要止むを得ないも
のであることはよくわかつたのでありますけれども、とにかく定員といふものは増加するのは容易であつても、減らすのはなかなか困難なことでありますし、十分行政機構の問題と併せて定員につきましては、行政管理庁で絶えず見て頂いておると思いますが、一旦非常な英断を以て整理されたものが又いつか元になつて、又公務員の地位と申しますか、公務員の立場と、いうものを不安ならしめないように絶えず行政管理庁として気を付けて頂きたいと思ひます。それについてお考へのほどをちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(城義臣君)　只今郡委員か

○国務大臣(廣川弘徳君) その方向で、よしたいものはよし、立法しなければならんものは立法する方針でやつております。

○松鶴金一君 省さんのお話ですけれども、一体現在政府が閣僚會議で我々の知らない間に作くられた協議会、審議会が三十三あるのです。これは全部整理なさるつもりでありますか、その点をお聞きしたい。

○梅津錦一君 ところが親切な気持がわからせたくて、死んだ子が生きてこないということは、もうすでに今度の一月何ぼの間は政府が如何ともしがたいと思う。この間に三十三を全部整理しないとすれば、これはやっぱり残つたものは闇で生きていく、闇の子が生きておるわけです。こういうことは我々は欲つしない。要するにこれをも

○竹下謙次君 今問題になつておりますが、す閣議等で設置されました審議会、改議会等は、これは法律の規定と抵触するやり方であるというようなことはお認めになつたよう記憶しておるのであります。先ほどからの廣川長官の御意見を承わつておりましても、やはりその点ははつきりお認めになつたところであります。ただこの問題が大変行き違いであつたか何か知りませんが、

は、ほんとうに國會の開會を待つことは、
できない。よほどの場合は、國會の開會を待つこと
は、ほんとうに國會の開會を待つことは、
できません。それでも立法手續をとると、
うことを明言されたのでありますから、
うそそういう点についても、こうした
将来の大切な關係もあることであり、
すから、よく慎重に取扱つて、そうして
速かにどうするかということを本委
員会に対して報告することをお願いし

らお尋ねの点でありまするが、この間の提案理由の際に申し上げた通りでありますて、できるだけこの定員の増といふことにつきましては、いわゆる国民の輿論に副うためにも十二分に仕事の分量なり、組織の上におきまして、これを合理的に簡素化いたしたいという趣旨で参つてゐるのでありまするが、今回の分につきましては、万止むを得ないものののみを挙げてゐる次第であり

○梅澤録一君 よしたいものはよして、置かなければならんものは立法的措置をやる。こういうわけですが、すでに国会もこういうふうに会期が迫つており、この立法措置をやる期間はないと思う。それから存置するとすれば恐らく政令で出すという権があるならば、政令でこの際何らかの形で出し得る途を我々は残したつもりなんです。若しこれを全部廃止するというならば、政府がその責任においてやつたら問題はないと思う。而もさつきも委員

つとすつきりした行政上の建前から、このものを国民の前に、ガラス張りの中で政令によつて行使するというのがここでの狙いであつたわけです。残念ながら一月間やはり闇の子は生きていて、ということを、私は大臣に対してこれをどうするか。この闇の子に対する政府の責任をどうするかということをお尋ねして、この今の問題が結局三分の二以上の多数で蹴飛はされたといふところに、政府が怠慢であると私はこう思ふ。一面から言えば、私どもは政府

そんなことにつきまして、さすがに申
るが、委員である郡委員は大変いこと
ろに気が付かれまして、助け船を政府
に対しても出しになつたようでありま
す。大変いいお考えだつたと思ひます
が、この方針に従つて善処したいとい
う今の廣川長官のお答えであります
が、それも結構だと思います。ただこ
の方針によつてというのはほんやりと
ております。立派化するより途はない
のじやないか、こう思います。ここま
で行つた行きがかりもありますから、

○國務大臣(廣川弘禪君) 承知いたしました。
○委員長(河井彌八君) ではこの問題は終了しました。ちよつと速記をとめて下さ。

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め下さい。行政機關職員定員法の一部改正する法律案を議題といたします。

○都祐一君 この定員の問題は、私も政府に伺つたのですが、この

しを題を前をもとに、その問題は第五回で、梅津錦一君が定員法の問題を政府に提出する。そこで、この問題は、定員法の問題と、地方公務員の問題、環視の問題、財政の問題など複数の問題が絡んでおり、その中でも環視の問題が最も重要な問題である。この問題は、環視の問題と、定員法の問題、地方公務員の問題、財政の問題など複数の問題が絡んでおり、その中でも環視の問題が最も重要な問題である。

立法化するというところまではつきりおつしやつて頂くわけには行きませか。(笑声)
○國務大臣(廣川弘禪君) そのようう気持ちで私は言つておるのでありますとて努力いたします。
○委員長(河井彌八君) 大体御質疑を盡きたと思ひますからこの程度にとめます。長官には委員会の全員の意見がどこにあるかということをよく考えて下さいまして、殊に自由党を率いていらっしゃる有力な大臣として、やはり参議院の議決を尊重するという意味において、本当に十分の努力を盡くして頂きたいと思います。只今質疑応答の間ににおいてはつきりしたことは、それは郡君の助け船もありましたけれども、とにかく国会の開会を待つことなどできないような場合もあると想像せられます。それでも立法手続をとることを明言されたのでありますから、そういうふうとも思いますが、やはり将來の大切な関係もあることでありますから、よく慎重に取扱つて、そうして速かにどうするかということを本委員会に対して報告することをお願いします。
○國務大臣(廣川弘禪君) 承知いたしました。
○委員長(河井彌八君) ではこの問題は終了いたしました。ちょっと速記をとめて下さー。
〔速記中止〕

されでそれべぐ増員等の理由も実質上大した増員でなく、必要止むを得ないものであることはよくわかつたのでありますけれども、とにかく定員といふものは増加するのは容易であつても、減らすのはなかなか困難なことでありますし、十分行政機構の問題と併せて定員につきましては、行政管理庁で絶えず見て頂いておると思いますが、一旦非常な英断を以て整理されたものが又いつか元になつて、又公務員の地位と申しますか、公務員の立場といふものを不安ならしめないように絶えず行政管理庁として気を付けて頂きたいと思います。それについてお考えのほどをちよつと伺いたいと思ひます。

○政府委員(城義臣君) 只今郡委員からお尋ねの点でありまするが、この間の提案理由の際に申し上げた通りでありますて、できるだけこの定員の増ということにつきましては、いわゆる国民の輿論に副うためにも十二分に仕事の分量なり、組織の上におきまして、これを合理的に簡素化いたしたいという趣旨で参つてゐるのではありまするが、今回の分につきましては、万止むを得ないもののみを挙げて、次第でありますので、いずれかねて政府で考えております根本的なものを断行するといふ際におきましては、又皆様がたに十分御検討を頂きたいと只今鋭意研究中でござります。

○梅津錦一君 定員法の問題は第五国会のときには一大波乱を起して通過した法律で、現在もその定員法は非常な衆人環視……、国家公務員にも地方公務員にも関係するのですが、まあ環視のうちにあるわけです。政府は元来定員法によつて財政をはつきりさせて行く

つたわけですね。併し一方的に減員をやつた結果が、現在どうなつておるかということも我々考えてみなくちゃなりません。今回出されているこの一部改正法律案も、すでに一万二千人以上も事実上は増員してやつているわけです。こういうようなことに対しても我々もあるの。当時は、やはり役人を減らすといふことは、これは財政上の建前からいえば、そういうことは非常に結構構思つたのです。併しながらやはり殖やすべきものは殖やさなければならぬ、減らすものは減らしていく、併しながら私も非常に理解に苦しむのは、旧作報ですか、現在統計事務所の定員を二千名も延べ減らしているわけです。私も何回もこの問題は取り上げてゐるわけですが、今農林関係で、特に農林関係ばかりではありますけれども、統計事務所は日本の唯一の機関だと思う。こういう重要な統計事務が減らされている。特に日本の過去の形からいえば、日本の統計といふものは非常に当にならない、こしだまの統計が非常に多かつたと思う。ここに一つの大好きな機構を以つて國の農林統計の事務をここにやつているわけですね。これを私は殖やせば話がわかる。それなのに減らして行くということはどういうわけで減らしたのか。而も今まで地方に行けば、郡単位の調査は可能であつても、町村に入るとなう精密な統計は取りにくく、現在の定員ではやり得ないというのです。私は結局それが政府は食糧事務所も今各県別ごとにやつてある。こういうことになると、これは大体の概数で行くということになりますれば、結局どういう結果になるかと

言えば、恐らく地方単位でできているこの統計は、恐らく現在の供出割当に対しても非常に困つてゐるわけです。ですから成るべく供出割当を少くしようと、こういう現在形を持つてゐるわけです。而も日本の食糧事情に関する統計をはつきりして擲來見通しが立たないというのが、最近の国際関係と、特に緊迫してゐる国際情勢との間に於いて、今こそ本当に食糧問題に対する統計をはつきりして擲かないと、日本の将来に対する食糧の需給計画が立たなくなると思う。そういう最も重要なときに、而も定員をここで減員されている。この点に對してはどういうわけで減員されたのか、この点を一つ御説明願いたいと思います。

○政府委員(城義臣君) 二つの理由が主なものでござりますが、第一点は主食の供出に関する事前割当制というものが、事後割当制に転換いたしましたので、それに伴つてこの統計調査事務量が非常に減じて參つたのが一つの理由であります。

それからも類及び雑穀等二十二品目の統制廃止に伴いまして、それに關する調査事務が從つて減少して參りましたというようなのが理由になつてゐるわけでございます。

○梅津錦一君 本日の本会議で政府原案は參議院によつて否決になつて、恐らくこれは両院協議會で一ヵ年延長になると思う。そういうことを政府はこれを通るものと見て結局これは減員したに違ひないと思う。尤もいゝの問題も、十分これはあるときには問題も解決してゐるわけです。いよいよために定員を減らすとか減らさない

政府にデータを持つて来て、はじめにこれに対する万全の処置もとられると思う。ところが今の定員でそぞろした麦、小麦に対する調査が十分にできるかどうか。これが問題だと思う。米と違いまして雨に会えば、恐らく非常に減收になると思う。或いは大風が吹いて倒れれば、これによつても減收になるとと思う。非常に天候と睨み合せて、むしろ米以上にこの天候に支配される。こういう早急を要するときの調査はどこでやると思うか。恐らく統計事務所がやるよりほかにやるところはない。それを減員するということになれば、政府がそれをできるのなら手は別だと思うのですが、こういうことに対してもよく考えてこの定員なにここで決定したのかどうか。このことについての私は疑いを持つわけですが、先ほど城政府委員から言われたところによると、事前割当が事後割当になつたとしても、恐らく調査上の上においてこの割当てをきめるのであるから、少くも統計事務といふものは重要な鍵を握つておるとう考へるのですが、これについての御答弁を願たい。

國民待望の機構を簡素化いたしまして、國民負担を輕減せしめなければならぬという線にも沿いたいと考えておりますので、この程度であれば支度の問題になりますけれども、政府はそういうふうに考えまして提案をしているような次第でござります。」
○梅津錦一君　　このままの状態で行なうと思ひますがこれに対する政事務量が多くなるのです。そうすると、これは超過勤務は……、重労働になると、この統計事務所の事務量が非常多くなると思うのです。人數が減れば、事務量が多くなるのです。そうすると、こうした場合に対する処置をどうやうよなふうに考えておられるかどか。超過勤務手当を十分賄うだけの予算があるかどうか、そのこともちらよとお聞きしたいと思います。

○政府委員(城義臣君)　只今お尋ね趣旨は、これだけ減して行くと、非常に仕事の数量が多くて、どうしても避けられないからオーバー・ロードにする。そうして又超過勤務手当等はどうするかというようなお話であります。が、一応私どもいたしましては、こんなに超過勤務の著しく残えるほどの仕事の量も多くならないで済むのではないかというふうに見ておるわけでございます。

○梅津錦一君　それはやはり仮定の立つてお話をなつておられるようすけれども、やはりこれは相当の問題があるので、城政府委員だけにお開したのではわからぬと思う。恐らく今までより仕事の量が増える、事務が増えると思うのです。これはよく

わかりになるとと思うのですから、これに対するいずれの機会にか関係、特に農林統計事務所のほうの意見を聞いて見たいと思うのですが、そういう仮定の上に立つてお答えになるなら止むを得ないと思います。私もそれ以上何らの内容を持つておりますから、それ以上のことは申上げませんが、私も仮定の上に立つて恐らく事務量が殖えるだろう、ところがあなたは殖えないであろうという仮定なら止むを得ないだろうと思いますから、これは将来の問題に残して置きたいと思います。

○委員長(河井彌八君) 如何ですか、御質疑も大体盡きたように考えます。が、この際討論、御意見のあるかたがたはお述べを願いたいと思います。

○梅津錦一君 私は今回の定員法の一部を改正する法律案に対して特に強調したいのは、農林統計事務所の定員が二千名以上も減員になるということは、日本に残された統計事務の仕事としてただ一点ここに残つておるわけです。我々過去を見ましても、こうした日本の統計というようなものは非常に明瞭でない、特に農林関係ばかりではなく、林野関係においても細密な調査が必要だと思うので、最近山が空坊主になつても、政府はそれに対して統計がない。全部できているかどうか。何年計画の山林計画を立てるかということになれば、一つの統計の仕事だと思うのです。調査統計の仕事だと思う。でもこうした調査統計関係のものは、まま子扱いにされておるということは、私は日本人の統計事務に対する冷淡さではないかと思う。或いはこれに対する認識の度合が深まっておらないのではないかと思う。口ではよく言われて

おる。統計を基礎にすべての計画を立てなければ、これはこしらだめ計画だから、完全な計画とは言えないといふことを言つておりながら、こういう統計上の欠陥に対しても非常に冷淡である。楠見さんがおられませんけれども、このことは私と同意見で、私以上にこの問題に対しても熱心になつておるわけです。関係筋ともこの面に対しても何回も折衝しておる。而もこういう問題が今回また一減らすだけではなく、政府は調査して殖やしたわけですね。而も又元に還つて又減らすといふことは誠に遺憾だと思う。この新らしい修正は私は不満ではありません。併しこの一事だけは不満の意を表するわけです。このことに対する政府は将来万全の処置をとつて、統計機関の強化なり、調査事務の的確さを期すための機関を拡大強化することを要望して、残念ではありますけれども、この点に對しては遺憾でありますけれども、この法案全体に對しては私は了解できますので賛成の意を表します。

○委員長(河井彌八君) 他に御発言がなければ採決しようと思います。行政機関職員定員法の一部を改正する法律案、本案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔総員挙手〕

○委員長(河井彌八君) 全会一致であります。よつて本案は可決すべきものと議決せられました。

本案に賛成の諸君の御署名を願います。

多数意見者署名
林屋龜次郎 梅津錦一
尾山三郎 松平勇雄
楠瀬常猪 郡祐一
竹下豊次

○委員長(河井彌八君) なお委員長の報告は委員長にお委せ願いたいと思ひます。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

体的に実質的な事務でござりますので、この事務を擧げて運輸省でやつておるということになつておるわけですが、ざいますが、十分に厚生省と連絡をとつてやつておるわけでございます。
○梅津錦一君　運輸省で国際觀光のホテルの文化施設に対してはどんなふうにお考えを持つておられるか、その点をお伺いしたい。

○政府委員(荒木茂久二君)　御承知のように戦争によつてホテルが非常に破壊されまして、残つたホテルも非常に多くのものが接收されております関係からして、一般的の客の收容力が足りないわけでございまして、特に最近もやかましく向う側から言われておるところでございますが、差当りの問題としては、いわゆる外客を宿泊せしむるに適當なホテルを整備する、日本旅館でも外人向のものを整備させる。こうした考え方で、先ず現在の主要のこととしていたしておるのは、外人宿泊用のホテルを整備する、こういうふうに努力いたしておるわけでございます。

○梅津錦一君　日本人のこの文化的な度合を知られる上からいえば、これはホテルは非常な綿密な計画を立て、しかも日本人特有の感覚によつてなさなければならないと思う。こういふものに対してただ企画をこしらえて、この企画に當てはまればよいといふことは、私は済まないとと思う。更にこのことに対するは各専門家なり、或いは意見を聞いて、そうして日本人のホテルは日本独特的の持ち味を生かして外に向のものが造られるべきが当然だと田うのですが、それに対してもういうふうな处置をとつて認可するなり、或

はそれに対する許可なりを與えてお
のですか。

○政府委員(荒木茂久二君) 御尤も
お話をございまして、日本のな特色を
十分に生かすということが非常に望
しいことでございまして、勿論そうち
う点が十分生きることを願つておる
でございます。ただホテルは登録
基準といたしましては、そういう点が
日本趣味が多分に盛られておるとい
ふことを大いに歓迎しておるわけでござ
いますが、ただ基準といたしまして、
具体的に作つておりますのは、各ル
ムにトイレットがついているとか、「
いは窓ガラスの外に網が張つてある
か、防火設備ができるとか、特
厨房の料理室の整備、衛生的なもの」
よくできておりかどうかといふよう
点を主として調べまして、そうしてこ
れに合つておれば登録をすると、こ
いうふうにいたしたわけであります。
○竹下豊次君 運輸審議会の問題に
きまして昨日いろいろお尋ねしたの
あります、が、今日までの政府の御答
では、まだ私など腑に落ちない点が
点が残つておるのであります。御答
振りを承つておりますと、何から
うちつと政府のほうじや言いたいこ
があるんだけれども、言いにくくと
うようなことがおりじやないかと
うような察しもされるのであります。
当らないかも知れませんが、若しそ
いう点がありましたならば、打解け
お話を伺いたいと思っておるわけで
ります。つきましては速記をとめる
かして頂いたら、この法案の審議に

大変都合がいいのじやないかと考える

のであります。が、お取計らい願いたい

と思います。

○委員長(河井彌八君) 速記をとめ

〔速記中止〕

○委員長(河井彌八君) 速記を始め

て。大体御質疑は盡きたものと認めま

するから討論に入ります。

○梅津錦一君 この運輸省設置法等の

一部を改正する法律案の中で、特に運

賃認可の問題等に関してこの審議会が

意思決定に参画する機関であるという

ところは、非常に意味が深いと思う

です。私は元来この審議会、或いは協

議会といふものがあつて特別な機能を持

つておるもの、これは十分これを拡

大強化したいというのが考え方です。

ですから私は成立するのはしてもよい

けれども、いいものはもつと機能を発

揮できるような建前にしてい」というの

で、この法案に対する不賛成の意を

最初から持つておるわけじやない

で、ただ行政組織上の建前からいえ

ば、不満もありますけれども、この審

議会に対する性格上からいえば、甚

だあいまいなことで、中性ではあります

けれども、この機能の内容において

私は悪いとは考えておらない。こう

いう点から特に民意を反映して運賃決

定等の場合、政府の一方的な財政措置によって、こういうことをきめられな

いで、国民の財政問題、或いは内容をよく知っているのが私は審議会の委員

であります。こういう点でこの法案全部に表する。こういう点でこの法案全部に對しては、何らの異存のないことを申

上げて賛成の意を表します。

○委員長(河井彌八君) それでは他に

御発言がないと認めまして、本案の採

決をいたします。改めて申上げます。

○梅津錦一君 今度の恩給法改正は公

運輸省設置法等の一部を改正する法律

案、本案につきまして、賛成の諸君の

御署名を願います。

多数意見者署名

竹下 豊次 楠瀬 常猪 林屋 龍次郎 梅津 錦一 尾山 三郎 郡 祐一 松平 勇雄

○委員長(河井彌八君) 総員挙手と認めます。

○委員長(河井彌八君) 報告は委員長に御異議ないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(河井彌八君) なお委員長の報告は委員長に御異議ないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 御異議ないと認めます。

○委員長(河井彌八君) 次に恩給法の一部を改正する法律案、電波監理委員会設置法の一部を改正する法律案、この両案を議題といたします。

○衆議院議員(飯塚定輔君) 私提案者

として重ねてお願いを申上げます。本

恩給法の一部改正の法律案は、一昨日

二十七日に提案の理由並びにその趣旨

を申上げましたが、これは四月一日か

ら法律を改正いたしまして、速かに受

給者に対し増額せられました恩給を

お渡ししたい、そういう意願を持つて

おりますので、どうぞ内閣委員会に

おきまして御審議の上、速かに御賛成

ますか、そういうようなものは今まで

通りの方針を踏襲する、こういうよう

ら、恩給局長から御説明申上げること

いたしたいと思ひます。

○梅津錦一君 今度の恩給法改正は公

務員のベース改訂ができるに連れて、スライド制をとるための措置であつて、そのほかに何か新らしい形がここに含まれておるかどうかということ、それを明瞭にしたいと思うのです

が、ただそれだけの意味であればこれ

は問題がないと思うのですけれども、若し恩給局のほうでこの恩給の額をきめるのに対して、スライド制をとつた

という仮定俸給ですね。この仮定俸給を基準にスライド制をとつたのだといふだけ以外に、ほかに何か基準になつたものがあるかどうか、査定に対する基準についてお伺いしたいと思うのですが

十五條というのがございます。それが十五條になつております。これを比較いたしますするというと、この恩給法の

参考法令集の第六十五條については別表が第二号表として別にあるのでござ

ります。その第二号表の金額といいましてお手許に差上げてあります参考法令集の三十一頁の金額といいます。その第二号表の金額といいましてお手許に差上げてあります参考法令集の第六十五條に

たましましては、恩給年額の改定のほかに提案理由の際にも御説明申上げました

法の一部を改正する法律案の内容とい

たましましては、恩給年額の改定のほかに提案理由の際にも御説明申上げました

それからこれも提案理由の際に御説明を申上げたことござりますが、

明を申上げたことござりますが、

恩給法と恩給法臨時特例の規定を一つに統合整備いたしましたことに伴いまして、恩給法の中のまあわは当然な改正をいたしております。これをお手

許に差上げてあります。今度の改正法

案につきまして一つ例をとつて申上げます。それでは本案は可決すべきものと議決せられました。賛成の諸君の

御署名を願います。

ことによりまして金額を計算している

のでござります。ところで現在官吏制

度といふものも大体落ちつきまして、

一級、二級、三級と区別する、こうい

うような従来のような制度に復活する

べきであります。それから又従来のよう

な増加恩給金額のきめ方はとても考えられ

ないような状態になつて参りました。

そこで恩給法臨時特例の第一号表にあ

らお手許に差上げてあります参考法令

集ですが、これを御覧頂くとわかるの

でござりますが、この法令集の恩給法

の中で六十……これが、この中でも六

十五條になつております。これを比較

いたしますするというと、この恩給法の

参考法令集の第六十五條については別

表が第二号表として別にあるのでござ

ります。その第二号表の金額といいましてお手許に差上げてあります参考法令集の三十一頁の金額といいます。その第二号表の金額といいましてお手許に差上げてあります参考法令集の第六十五條の

ところにその表が出ております。その

内容は恩給法臨時特例と同じでござ

ります。こういうように恩給法臨時特

例と恩給法とを統合整備することに伴

います恩給法の改正をいたしております。そ

の内容は恩給法臨時特例と同じでござ

ります。がその一つでござります。

それから細まぐしく改訂といつた

ことはこの表にあるような一級、二

級、三級というような、そういうよう

な官吏の区分はなくなつてしまいまし

た。そこでこういうような級別が、官

に付いていた級別がなくなりましたと

いまであります。字句の修正とか、その他本當

い改訂をいたしております。例えば

いまして、字句の修正とか、その他の本當

の機械的なと申しますか、そういうよ

うな改訂をいたしております。例えは

お手許に差上げてあります法律案の第

一條のところに、「公務員及之準

ヘキ者並ニ其ノ遺族」を「公務員及之ノ

遺族」に改める。こういうふうにいた

してあります。これはその公務員に

准すべき者が現在なくなりましたの

対しては、何らの異存のないことを申

ば、恩給局長が見えておりますか

な改訂をしておるのであります。

で、これを削る必要が起つて来ましたから、削つたのであります。二十三條の三号中、「副看守長又ハ看守」を「副看守長、看守部長又ハ看守」に改め、同條第四号中「皇宮警士部長又ハ皇宮警士」を「皇宮巡査部長又ハ皇宮巡査」に改める。」こういうふうな改正をいたしておりますが、これはあとのほうから申上げますと、皇宮警士部長という職名が皇宮巡査部長という職名に変えられ、皇宮警士という職名が皇宮巡査という職名に変えられたことに伴う当然の改正であります。これと共に、又従来看守部長というのは看守の中から補せられておつたのですが、ところが制度が変りまして、看守と並んで看守部長という職名が新らしく設けられるようになります。そこで実質的には変りませんが、従来「副看守長又ハ看守」とありましたのを、「副看守長、看守部長又ハ看守」、こういうふうなことに改めました。これは形は新しい内容のものをきめたようですが、実質はそうではございません。まあ、そういうような簡単なことでいろいろと変つたことに伴うような改正をいたしました。

それから十二項があります。これに關する法律の規定であります。この方針は從來の、從來と申しますと、この前増額改定のときのことと、そのときと同じような方針を踏襲せんとするので、そのときと同じような方針を踏襲せんとするので、そのところに掲げてあります。少しも方針を変更せんとするところにはございません。この「附則別表第一号表」というのが二十六頁のところに掲げてあります。その表の上のほうの金額は、六千三百円ベーエスのときの金額をずっと掲げておりますして、三万八千二百八円と申しますのは、當時の一般政府職員の給與に関する法律の別表の十一号俸の俸給の年額表であります。それから一番上のほうの四つであります。これは十五級職の一號俸、二號俸、三號俸、四號俸の俸給年額であり、二十万三千八円といふのは七十号俸の俸給年額になつておるのであります。今年の一月から給與法が改正されました結果、この三万八千二百八円といふ俸給年額は四万六千二百円になり、七十号俸の二十万二千八円は三十万円になりましたから、かく対応するように考へるのが最も適当だと考えまして、上下の俸給年額をそれぞれ対応させて作つて行つたのがこの表であります。それから、上のほうの欄で申しますと、二十万二千八円の上、即ち二十一万九千八百四十円に対応いたす俸給年額をいたしまして三万六千円をとつておるのであります。それが、今度新らしい号俸によりまするというと、七十号俸の上に十二段階でありますて、七十一から八十二の号俸がべきで、七十一から八十二の号俸ができるのであります。それで三十三号俸三万六千円と申しますのは七十三号俸の俸給年額であります。四十四万四千円という年額は八十二号俸に相当する

俸給金額であります。従前の俸給年額では二十万二千八円の上に四つの俸給年額があつたわけであります。今度新らしい俸給号俸におきましては、三万円の上に十二の俸給号俸ができるとした。そこで二号づつ間をおきまして、そうして二十一万九千八百四十円に相当するものとして三十三万六千円を、二十三万九千二百八十円に相当するものとして三十七万二千円を、二十六万四百円に相当するものとして四十八万一千円を、二十八万三千四百四十円に相当するものとして四十四万四千円を、それべく対応する俸給年額と定めまして、こういう表を新らしく作つたわけであります。今までの、今まで申しますが、この前の恩給増額改定のときと同じような方針で以て増額改定をせんとするのであります。事新らしいことをせんとするところは一つめございません。

るがその後に退職金の計算の基礎になつたしまして、死亡した場合におきましては、昇給の途が講ぜられることに述べて来たのであります。従来は据え置かれてることになつておりましたので、その建前を以て昇給されないことを前提として取扱つて來たのであります。が、現在では昇給される途が開かれていますので、昇給された場合におきましては、その昇給されたところの俸給の額によつて計算した俸給年額に基いて恩給の改定をするよう今度改正をいたしたのであります。従来は俸給が上げられないというように一応なつておりますので、お手許に配布いたしておりますので、恩給の額の計算につきましては、「その者が昭和二十一年六月三十日において現に受けいた俸給の年額の百分の百三十に相当する額にそれぞれ対応する別表第三号表の仮定俸給年額を退職又は死亡当時の俸給年額とみなしてこの法律の規定を適用する。」こういうふうに書いてあります。即ち恩給年額の計算につきましては、俸給は上げられなかつたが、百分の百三十という、退職当時にける俸給に対し若干の割増しを見て計算しておつたのでありますが、その後昇給の途が開かれることになりましたから、昇給されたものにつきましては百分の百三十で取扱いをしましても、それは酷な取扱いになる、こういうことが牛じて来ました。そのために、退職当時のそういうような昇給された俸給を十

台として恩給年額を計算して、そうして増額改定をする、こういうふうなことにするためにこの改正をいたしました。そういうことでございまして、革新的なもののは何もこの改正案の中に新らしいものは何もこの改正案の中には入つておりません。

○梅津錦一君 目下新恩給法に対しても、人事院が新しい新恩給法を考えておるということを聞いておりますけれども、恩給局長としてどういう御意見を持つておるかわざりませんけれども、この表等を見ますと、例えば古い時代の人で俸給が四十五円のものは今度の倍率が一・二一倍になるわけです。最高のほうに行つて見ますと、例えば六百五十円をもらつておつた受給者に対しては一・五三倍というふうに倍率が上に行くほど殖えておる。この前も申上げました通り、恩給といふものの考え方から考えれば、恐らくこれは一つの職階制といふものは恩給に適用されるはずがないと思うのです。そういうような意味で恩給といふものは過去においても支給されて來たわけです。日本帝国と言つた時代には、こういう形をとつて來たのです。現在ではこれはこういう建前では基礎になるものがないから、こういうものが算定されたと言えばこれは止むを得ないと思うのですけれども、将来はもつと言ひ換えれば民主的にといふのですから、少くとも恩給といふものは公平の原則の上に立つてなされるといふ考え方が至当であると思うのです。こういうようない意味で公平の原則といふことになれば、恩給といふものは、職階制といふようなものが退職して、後はなくなるということになるのです。要するに国家公務員という形から

言えど次官であつても、局長であつても、國に盡すといふ点においては同じだらうと思う。例えば鐵道の踏切番のことを考えてみればよいのですが、あの踏切を一つ誤ればどんなことが起るか。例えば鐵道の鍵を一つ動かす、何というか、あいのものを一つ間違えれば、どんな大きな結果を及ぼすかということは、これは鐵道の職員に聞いてみてもわかると思う。總裁であろうと、一つのボイントをいじつておる鉄道員であろうと、責任という問題に対しては、殆んど違うということは考えられない。そういう点から來れば恩給は少くとも長い間国家に盡したという建前で、それに対する國家の措置だらうと思うのです。

○梅津錦一君 これは希望でありますけれども、結局恩給局からこの新しい

恩給法は人事院のほうに移るということになるのですか。その点お聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(三橋則雄君) 国家公務員法の中に人事院におきまして新らしい恩給制度を作るというようなことが書いてあります。

○梅津錦一君 もう一点、そのことに對しまして恩給局長のほうから公平の原則を実施されるということは非常に私は欣快に堪えないのですが、更にこの予算措置に対する恩給局がその恩給額に対する予算措置の、又言い換えれば、財政上の問題、財源ですが、それは恩給局にあるのですか。その点も明らかにしてもらいたい。

○政府委員(三橋則雄君) 新らしい恩給制度ができます場合において、恩給法令はどういうような法令を作り、又恩給運営に関する管理機構はどういうようにするという問題と併せて人事院で考へることだと思います。そこで今から恩給局におきまして、新らしい恩給法ができる場合に、その予算をどうするかということは考へるべきことではなかろうというふうに考えております。

○政府委員(三橋則雄君) 今新らしい恩給制度ができる場合においては、公平の原則に立つて恩給制度が作られるように考へるべきではないかというような御意見であると思いまが、それは全く御同感でありまして、恩給制度はあくまで公平の原則に立つて、又公平に運営されて行かなければならん、こう思つております。その点については私全然同感であります。

○梅津錦一君 これは希望でありますけれども、結局恩給局からこの新しい

恩給法は人事院のほうに移るということになるのですか。その点お聞かせ願いたいと思います。

せんので、承知いたしておりません

が、私は恐らく人事院の下に新しい機構が設けられて運営されるようになります。

○梅津錦一君 その点がはつきりいたしましたので、将来国家公務員の場合には国家の予算で賄われると思うので、財政上の問題で地方公務員なんですが、地方公務員の場合で言えば、はつきりするのですが、これは大体財政が地方に移るわけです。市町村に移るわけですが、そういう場合にはこられるのですが、これについて私は要望して置きたいと思うのですけれども、恐らくこの問題は、平衡交付金が少いと、国家公務員の場合には問題ではありませんが、地方公務員の場合でありますと、結局恩給が支拂えないというようなことを心配するた

めに、平衡交付金に対しても是非とも紐付き予算で予算を組むように平衡交付金の中に恩給者に対する国家の交付金であるというようなことを強く私はお願いしたいのですが、それに対する御意見を伺いたいと思います。

○梅津錦一君 これは見解の相違だと思いますが、将来恩給法といふものがなくなるということを希望して、社会保障制度上の問題で結局行くとすれば、これは国家が国家財政において、社会保険の建前から、結局デンマーク式ですか、イギリスですかでやつておるような形に移行するのが本筋だと思うのです。暫定的措置として恩給法が残つておるのでから、私の考え方から言へば、國の処置に任すべきであるといふ建前からこういふことを申上げたので、そういうことに対して、恩給局長として、社会保障制度に立つたものの考え方をちょっととお聞きしたいと思います。

○政府委員(三橋則雄君) 私は今例を引かれました英國においては、社会保障制度が非常に完備した制度ができておると聞いておりますが、英國におきます社会保障制度の下においても、やはり官吏に対しましては相当の恩給が設けられておりま

す。と言いますのは、私は現在の恩給制度の建前を支持するという考え方でございませんが、地方の財政のこと

が

あります。

○梅津錦一君 そのことは如何かと思いま

す。と言いますのは、私は現在の恩給

制度の建前を支持するという考え方で

